

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年九月十日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（道路台帳修正（数値地形図データ化））
- 二 測量の地域 川西町全域
- 三 測量の期間 令和六年八月二十六日から令和七年三月三十一日まで